

I. 事案一覧

申請	年月日	申請者	申請内容		査定
申請	令和4年12月2日	京王バス 株式会社 代表者 代表取締役 宮坂 周治	現 行	[均一制] 210円	申請どおり
諮問	令和5年1月6日	資本金 80百万円 株主 京王電鉄バス株式会社		[均一制] 240円	

II. 申請理由（事業者のプレスリリースより抜粋）

- 弊社はこれまで「輸送の安全の確保」を最優先に掲げ、車両における安全装置（デジタルタコグラフやドライブレコーダー）の搭載や同装置を活用した乗務員への安全教育、また路線網の拡大や運行回数の増回、深夜時間帯の増強など、安心・快適なサービス提供を継続してまいりました。弊社の都区内地区（東京都のうち特別区・武蔵野市・三鷹市・調布市・狛江市）においては、1993年10月の前回改定以来（消費税率改定によるものを除く）、約30年間という長期にわたり、企業努力によって運賃を変更することなく継続してまいりました。
- しかしながら、事業環境は、少子化やマイカー、自転車などとの競合に加え、コロナ禍による在宅勤務やオンライン授業の実施など、新しい生活様式の定着による移動需要自体の低迷により、収入面におきまして極めて厳しい状況となっております。
- さらに支出面においても、深刻なバス運転士不足によって要員確保にともなう人件費の増加、燃料費の価格高騰、環境に配慮した新型車両の導入費増など、環境の変化への対応によるコストの増加は、収入の減少と併せて事業経営を圧迫しており、今後もさらなる人件費と安全設備への投資の増加が見込まれます。
- このような厳しい事業環境下においても、公共交通事業者の使命としてお客様に安心・快適なサービスの提供を維持するためには、さらなる経営努力に加え、運賃改定が必要であると判断し上限運賃の変更を申請いたしました。